

新旧定款の比較

11. 05. 17

現 行	改 訂 (案)
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、社団法人大阪大学工業会という。</p> <p>(事 務 所) 第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市北区中之島4丁目3番53号 大阪大学中之島センターにおく。</p> <p>(支 部) 第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的および事業</p> <p>(目 的) 第4条 この法人は、大阪大学工学部（以下「大学」という。）における教育研究の援助および科学技術に関する調査研究の援助、あわせて科学技術に関する研修等を図り、もってわが国における学術の発展および科学技術に関する知識の啓発に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。 (1) 大学における教育研究活動に対する援助 (2) 科学技術に関する調査研究の援助および講演会・講習会の開催 (3) 機関誌等の刊行 (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(種 別) 第6条 この法人の会員は、つぎのとおりとする。 (1) 正会員 つぎに掲げる者は正会員とする ア 元大阪工業学校、元大阪高等工業学校、元大阪工業大学附属工学専門部、元大阪工業大学、元大阪帝国大学工学部、大阪大学工学部、大阪大学工学部大学院（修士および博士課程）および大阪大学工業教員養成所の出身者 イ 理事会の承認を得た者 (2) 学生会員 大阪大学工学部（大学院を含む）在學生 (3) 特別会員 つぎに掲げる者は特別会員とする ア 大阪大学工学部名誉教授および現教官 イ 大阪大学溶接工学研究所名誉教授および現教官 ウ 元大阪工業高校、元大阪高等工業学校、元大阪工業大学附属工学専門部、元大阪工業大学、元大阪帝国大学工学部、大阪大学工学部および大阪大学工業教員養成所および大阪大学溶接工学研究所の教官の職にあったもの (4) 賛助会員 この法人の事業目的を賛助する者 (5) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者のうちから、総会の議決をもって推薦された者</p> <p>(入 会) 第7条 正会員および学生会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める規定による入会金を添えて会長に提出し、</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、一般社団法人大阪大学工業会と称する。</p> <p>(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区中之島4丁目3番53号大阪大学中之島センターに置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第3条 この法人は、わが国における学術及び科学技術の振興並びに科学技術に関する知識の啓発に寄与することを目的として、大阪大学大学院工学研究科並びに工学部（以下「大学」という。）における教育・研究の援助及び科学技術に関する調査・研究の援助・奨学を行うと共に、あわせて科学技術に関する研修等を実施し、知識の啓発を図る。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 講演会・講習会・見学会等の開催による科学技術の振興並びに知識の啓発 (2) 大学における教育・研究活動並びに科学技術に関する調査・研究活動に対する援助及び奨学 (3) 研究・科学論文誌等の刊行 (4) キャリアアップの支援 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の各事業については、本邦及び海外において行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員及び社員</p> <p>(会員の資格要件) 第5条 この法人の会員資格要件は、次に掲げる学校並びに別に定める研究所・センター等工学研究科・工学部の附属、関係機関の卒業生、名誉教授、現教員、元教員、並びに博士取得者及び在校生とする。 元大阪工業学校、元大阪高等工業学校、元大阪工業大学附属工学専門部、元大阪工業大学、元大阪帝国大学工学部、元大阪大学工業教員養成所及び大阪大学大学院工学研究科・工学部 2 上記の資格要件を持つ者の他、理事会の承認を得た者及び団体・企業</p> <p>(法人の構成員) 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。 (1) 正会員 在學生以外で、資格要件を満たし、会費を納めている者 (2) 学生会員 在學生で会費を納めている者。なお卒業と同時に学生会員の資格を失う。但し所定の会費を納めている者は正会員となる。 (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に対し功労のあった者で、理事会が推薦し、社員総会において承認された者</p>

現 行	改 訂 (案)
<p>理事会の承認を受けなければならない。ただし、学生会員が正会員となる場合は、この限りでない。名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(会 費) 第8条 会員は理事会および総会において定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、つぎの事由によってその資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき (3) 除名されたとき</p> <p>(退 会) 第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名) 第11条 会員が次の各号の1つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。 (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき (2) この法人の会員としての義務に違反したとき (3) 会費を3年以上滞納したとき</p>	<p>(入 会) 第7条 正会員、学生会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みをしなければならない。 2 会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 会長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。 4 名誉会員として承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(会 費) 第8条 正会員及び学生会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、社員総会において別に定める会費規定に基づき会費を支払わなければならない。 2 賛助会員は、会費規定において定める賛助会費を納入しなければならない。 3 名誉会員は会費を支払うことを要しない。</p> <p>(任意退会) 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除 名) 第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決によって、当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の場合において、会長は、当該社員総会の日の一週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 3 会長は、会員を除名したときは除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。</p>
<p>第4章 役員、評議員および職員</p>	
<p>(役 員) 第12条 この法人は、次の役員をおく。 (1) 理事 15名以上 20名以内 (うち会長 1名、副会長 2名) (2) 監事 2名または3名</p> <p>(役員を選任) 第13条 役員を選任の方法は次の通りとする。 (1) 理事および監事は、評議員会において推薦し、総会でこれを選任する。 (2) 会長および副会長は、評議員会において推薦し、総会でこれを選任する。</p>	<p>(会員の資格喪失) 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき (2) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき</p>
<p>(役員職務) 第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し、また行なう。 3 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p>	<p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務) 第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>
<p>第15条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。 (1) 法人の財産の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科</p>	<p>第4章 社員総会</p>
<p>(構 成) 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	<p>(構 成) 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>

現 行	改 訂 (案)
<p>学大臣に報告すること。</p> <p>(3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第16条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第17条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第18条 役員は、無給とする。</p> <p>(評議員)</p> <p>第19条 この法人には、評議員60名以上80名以内をおく。</p> <p>2 評議員は総会において会員中より選出し、会長がこれを任命する。</p> <p>3 評議員は、評議員会を組織し、この定款に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。</p> <p>4 第16条、第17条および第18条の規定は、評議員に準用する。この場合において第16条、第17条、および第18条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。</p> <p>2 職員は、会長が任免する。</p> <p>3 職員は、有給とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会 議</p> <p>(理事会の招集等)</p> <p>第21条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし会長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から、会議に討議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から10日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会の議長は会長とする。</p> <p>(理事会の定足数等)</p> <p>第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第23条 通常総会は、毎年5月に会長が招集する。</p>	<p>(権 限)</p> <p>第14条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) 事業計画及び予算の承認</p> <p>(4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認</p> <p>(5) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額</p> <p>(6) 会員の除名</p> <p>(7) 重要な財産の処分又は譲り受け</p> <p>(8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分</p> <p>(9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>(10) 役員等の報酬の額</p> <p>(11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。</p> <p>2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。</p> <p>3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において決定したとき</p> <p>(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき</p> <p>(招 集)</p> <p>第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第3項2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内を開催日とする臨時社員総会の招集をしなければならない。</p> <p>3 社員総会を招集するには、会長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は機関誌等の公告をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(定 足 数)</p> <p>第18条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>(決 議)</p> <p>第19条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。</p> <p>2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p>

現 行	改 訂 (案)
<p>2 臨時総会は、理事会が必要を認めたととき、会長が招集する。</p> <p>3 前項のほか、正会員現在数の10分の1以上から会議に討議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に討議すべき事項日時および場所を記載した書面または機関紙の公告をもって通知する。</p> <p>(総会の議長) 第24条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつと正会員の互選で定める。</p> <p>(総会の承認事項) 第25条 理事会はつぎに掲げる事項を総会に提出して、その承認を受けなければならない。 (1) 事業計画および収支予算についての事項 (2) 事業報告および収支決算についての事項 (3) 財産目録および貸借対照表についての事項 (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(総会の定足数等) 第26条 総会は、正会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知) 第27条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。</p> <p>(評議員会の招集等) 第28条 第21条第1項および第22条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第21条第1項および第22条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 評議員会の議長は、会議のつと評議員の互選で定める。</p> <p>(議事録) 第29条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産および会計</p> <p>(資産の構成) 第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 入会金および会費収入 (3) 資産から生ずる収入 (4) 事業に伴う収入 (5) 寄付金品 (6) その他の収入</p>	<p>4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 社員総会に出席できない会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、代理権を証明する書面または電磁的記録をあらかじめこの法人に提出しなければならない。 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。 3 第1項の規定による議決権を行使した者は社員総会の定足数及び議決数に算入する。</p> <p>(議事録) 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事・監事のうちから社員総会で選任された議事録記名人1名は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(設 置) 第22条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上30名以内 (2) 監事 3名以内 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。また会長及び副会長以外の理事1名を常務理事とすることが出来る。 3 前項の会長をもって、法人法第77条に規定する代表理事とする。</p> <p>(選 任 等) 第23条 役員は社員総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長、及び常務理事は、理事会において推薦し、総会において選任する。 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、代表としての業務を執行する。 3 会長及び常務理事（本定款第22条第2項に基づき選任した場合は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない）。 4 常務理事は法人法第91条第1項第2号に基づき、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。</p> <p>(監事の職務及び権限) 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>

現 行	改 訂 (案)
<p>(資産の種類)</p> <p>第31条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、つぎに掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産</p> <p>(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産</p> <p>(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第32条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第34条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画および収支予算)</p> <p>第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は年度開始前に理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>(収支決算)</p> <p>第36条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第37条 この法人が、借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務負担等)</p> <p>第38条 第33条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第39条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第27条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、社員総会において別定めるところにより支払いをすることができる。</p> <p>2 常務理事をおく場合は、社員総会において別に定めるところにより報酬を支給する。</p> <p>(役員がこの法人に対する損害賠償責任の免除)</p> <p>第29条 この法人は役員は役員は法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(設置)</p> <p>第30条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第31条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長及び副会長の選任及び解職について総会への提案</p> <p>2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 支部及び委員会その他重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制の整備</p> <p>(6) 本定款第29条に規定する役員がこの法人に対する損害賠償責任の免除</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。</p> <p>2 定例理事会は、原則として毎事業年度2回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p>

現 行	改 訂 (案)
<p style="text-align: center;">第 7 章 定款の変更および解散</p> <p>(定款の変更) 第40条 この定款は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。</p> <p>(解散) 第41条 この法人の解散は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人等に寄付するものとする。</p>	<p>(1) 会長が必要と認めたとき (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき (4) 監事から会長に召集の請求があったとき、又は監事が招集したとき</p> <p>(招 集) 第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 補 則</p> <p>(書類および帳簿の備付等) 第43条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。 (1) 定款 (2) 社員の名簿 (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書 (4) 財産目録 (5) 資産台帳および負債台帳 (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類 (7) 理事会および総会の議事に関する書類 (8) 処務日誌 (9) 官公署往復書類 (10) その他必要な書類および帳簿 2 前項の書類および帳簿は永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号、第9号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。</p>	<p>(議 長) 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。</p> <p>(定足数及び決議) 第35条 理事会は、理事の過半数が出席して開催し、理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議 事 録) 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 法人法第95条第3項に基づいて当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選任を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。</p>
<p>(細 則) 第44条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。</p> <p>付 則 1 従来大阪大学工業クラブに属した権利義務の一切はこの法人が継承する。 2 第13条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。(以下氏名省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 財産及び会計</p> <p>(事業年度) 第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認をうけるものとする。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。 4 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。</p>

現 行	改 訂 (案)
	<p>5 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書 (2) 事業報告書の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録 <p>2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 この法人は、第1項に係わる社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、必要な計算書類等を公告するものとする。</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第40条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 会員名簿 (3) 役員の名簿 (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (5) 定款に定める機関のうち理事会及び社員総会の議事に関する書類 (6) 役員の報酬規程 (7) 事業計画書及び収支予算書 (8) 事業報告書及びその附属明細書 (9) 貸借対照表及びその明細書 (10) 正味財産増減計算書及びその附属明細書 (11) 財産目録 (12) 監査報告書 (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (14) その他法令で定める帳簿及び書類 <p>2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款は永久、社員総会議事録は10年間保管しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員名簿 (2) 財産目録 (3) 役員の報酬規程 <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第13号の書類に記載するものとする。</p> <p>(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)</p> <p>第42条 この法人は、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を除き、借入れをしない。</p>

現 行	改 訂 (案)
	<p>2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、社員総会において、正会員の半数以上であって正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。</p> <p>(会計原則) 第43条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政庁への提出書類は、法律に定める会計原則に従って作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更、合併及び解散等</p> <p>(定款の変更) 第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(合併等) 第45条 この法人は、社員総会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。</p> <p>2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(解 散) 第46条 この法人は、法人法第148条に規定する事由によるほか、法人法第49条第2項第6号に定めるところにより、社員総会の決議により解散することができる。</p> <p>(残余財産の帰属) 第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(剰余金の処分制限) 第48条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第9章 任意の常設合議機関</p> <p>(支部の設置等) 第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、必要な地に支部を設置することができる。</p> <p>2 支部に支部長及び支部役員若干名を置く。</p> <p>3 支部は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 事務局</p> <p>(事務局の設置等) 第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て発令する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>

現 行	改 訂 (案)
	<p>第11章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告の方法</p> <p>(情報公開) 第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>(個人情報の保護) 第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p style="text-align: center;">第12章 補 則</p> <p>(細 則) 第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇とする。 3 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 <p style="text-align: right;">以上</p>